

指定管理者による公の施設の管理運営状況（令和5年度分）

施設名	霞ヶ浦水郷流域下水道施設
施設所管課	下水道課
指定管理者	鹿島都市開発株式会社
指定期間	令和4年4月1日～令和9年3月31日（5年間）

1 施設の概要

施設所在地	潮来市日の出8丁目28番地1号
施設の概要	処理場（潮来浄化センター）1箇所、中継ポンプ場3箇所 幹線流量計等の設備及び全てのマンホール蓋
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の運転操作及び監視に関する業務 ・日常水質試験 ・施設の維持管理業務（保守点検業務・巡視点検・清掃など） ・小規模修繕 ・庁舎及び施設の管理 ・幹線管渠等のパトロール ・脱水汚泥の搬出処分業務 ・薬品、燃料、消耗品、材料、水道、LPガスの調達業務 ・施設見学者対応業務 ・その他施設の管理上必要な業務

2 職員の状況

常勤職員： 17人	非常勤職員 人	合計 17人
-----------	---------	--------

3 収支状況

令和5年度

(単位：円)

収 入		支 出	
指定管理料	256,436,112円	人件費（給与等）	99,924,000円
		直接経費	119,715,112円
		間接業務費	2,697,000円
		諸経費	34,100,000円
収入合計	256,436,112円	支出合計	256,436,112円

4 施設運転状況

項目	事業計画	実績			対計画比	対前年度比
	評価対象年度 (令和5年度) (A)	令和3年度	令和4年度 (B)	令和5年度 (C)	(C)/(A)	(C)/(B)
流入汚水量 (千m ³)	2,212	2,303	2,180	2,214	1.00	1.02
発生脱水汚泥量 (t)	1,371	1,287	1,361	1,250	0.91	0.92

5 サービス向上に向けた取組み

○周辺地域への配慮、貢献について

- ・処理場周辺の清掃を6回実施（5月、7月、10月、11月、1月、3月）、ボックスカルバート周辺の清掃を6回（5月、7月、10月、11月、1月、3月）実施し、周辺地域の環境美化に貢献した。
- ・茨城県トライアスロン協会主催等の大会に伴い、駐車場として増設予定地の開錠・施錠の対応に協力した。
- ・第1回 ITAKO リバーフェス 2023 開催に伴い、駐車場として増設予定地の開錠・施錠の対応に協力した。
- ・茨城エコ事業所の地球温暖化対策の取り組みとして、従事者の意識で対応できる冷暖房の温度調節やブラインドを活用した冷暖房の効率を高める行動、業務に支障がない時間帯の消灯、無駄なコンセントをこまめに抜く行動、社用車におけるエコドライブの意識啓発を促進し燃料に対する意識向上に努めるなど、各所に見てわかるようにエコの取り組みを掲示・確認することで、身近なことから貢献できるよう行動しております。

6 利用者満足度調査の結果及び対応状況

○実施方法
見学者等の応募なしのため、該当がありません。

○調査結果

①開館日・開館時間
大いに満足 %、満足 %、ふつう %、不満 %、大いに不満 %

②職員・スタッフの応対
大いに満足 %、満足 %、ふつう %、不満 %、大いに不満 %

③施設の清潔さ
大いに満足 %、満足 %、ふつう %、不満 %、大いに不満 %

④プログラムの内容
大いに満足 %、満足 %、ふつう %、不満 %、大いに不満 %

⑤施設全体
大いに満足 %、満足 %、ふつう %、不満 %、大いに不満 %

○利用者からの意見等

【良い点】

【悪い点】

【要望】

○対応状況

7 管理運営状況の評価

項番	評価項目	事業計画	取組内容	指定管理者の自己評価 【指定管理者記入】		県の評価 【下水道事務所・所管課記入】		
				取組実績	評価	評価内容	評価	
1	維持管理	設備保守点検は、事業計画等に照らし適切か。	日常点検及び定期点検を適切に実施すること。	日常点検、定期点検、臨時点検、法令に基づく自主点検を実施した。不調の機器については臨機応変に点検回数を増やし対応した。計画回数を実施できている。	A	年度事業計画と同程度以上の頻度、点検を実施した。さらに、施設の老朽化に伴い頻発した、機器の不調についても柔軟に対応し、適切に復旧をした。	A	
2			点検結果(管渠マンホール、設備)について状況報告を実施していること。	各種の業務日報として結果を報告した。県職員が常駐していないため、緊急を要する事案については逐一報連相に心がけ写真データやメール等にて状況報告した。遅延なく報告できている。	A	日常点検を適切に実施したほか、連絡を密にし、県職員が常駐していない状況でも柔軟に処理場運営に係る情報共有を行った。	A	
3			※業務日報にて日常点検にかかる報告のみを対象					
4			※県発注修繕工事の参考となる状況報告であること。					
3	維持管理	整理整頓・清掃が行き届いているか。(建物・植栽等)	整理整頓のため、清掃を実施すること。(中央監視室:月2回、指定管理事務所:週1回、処理場ポンプ場機材倉庫:年2回) ※1か所でも満たない箇所があればCとする。	中央監視室:2回/週、指定管理者事務所:2回/週、処理場・ポンプ場機材倉庫:2回/年実施した。定期的な清掃を行い整理整頓できている。	A	人が多く出入りする中央監視室や指定管理者事務所はこまめに清掃が実施されており、特に整理整頓が行き届いている。	A	
4			破損箇所の修繕は適切か。	震度5弱以上の地震の際、臨時点検を実施すること。	緊急性の高いものから小規模修繕の提案を行い修繕を実施した。潮来市・行方市における震度3から自主点検を行っている。修繕や対応ができている。	A	異常箇所については、小修繕により適宜実施されており、適切に対応されている。震度3より点検を自主的に実施しており、安全確保に努めている。	A
5			管理は適正に行われているか。	管理基準を維持した運転管理を行うこと。 (河川水域放流はBOD、湖沼・海域放流はCOD) ※測定機会に対する管理基準値達成率(年間)。 ※外的要因とは、指定管理者の責めによらないものであること。	MLSS計、MLDO計、濁度計の保守・点検・校正を行い、水質管理の適正な運転に努めてます。定期試験にて不安定な結果が見られたときは、検査回数を増やし対応した。管理基準を満足できている。	A	省エネ運転に伴い処理水質への影響が懸念されたが、適切な運転管理ができている。	A
6			施設運営	利用者等の要望を把握し、運営に反映させ、満足度を高めているか。	業務手順書(平時・大雨時・有事時)の見直しを実施していること。	業務手順書について見直しを行った。見直しを実施している。	B	省エネ運転や改築状況等に応じて、適宜見直しが行われている。
7	施設運営	創意工夫により、魅力ある自主事業の実施等、施設の利用拡大やサービスの向上が図られているか、	指定管理者の創意工夫や発明により、現状の実績から大幅な改善や業務の効率化が図られていること。	少人数制での浄化センター周辺ごみ拾いを6回実施した。見学者0団体、来訪者124件。環境美化に努めた。	A	周辺が住宅地であるが、環境美化を行い、意識向上に努めている。	A	
7			創意工夫により、魅力ある自主事業の実施等、施設の利用拡大やサービスの向上が図られているか、	月単位の業務計画を週単位の個人レベルまで業務プランを行い、経験豊富者から若年層へ知識を伝承できる工夫に努めた。茨城エコ事業所の取り組みである、冷暖房の温度調整、節水、コンセントをこまめに抜く、エコドライブ等を従事者全員で推進し、茨城エコ事業所として継続活動しました。創意工夫に努めた。	A	高度処理を実施している施設でありながら、業務改善を日々行い、小人数により適切に管理できているほか、省エネへの取り組みを行っている。	A	
8	運営体制	職員は適切に配置されているか。	施設全体を総合的に把握・管理する職員の育成を目的として、様々な現場(管渠・ポンプ場・水処理・汚泥処理・水質管理)を横断的に従事する職員を配置すること。	管渠・ポンプ場・水処理・汚泥処理・水質管理を2つ以上横断できる従事者は全員である。勤務を考慮し実績を積める体制に努めた。	A	全従業員が横断的に各業務に従事でき、柔軟な対応ができるような職員配置がされている。	A	
9			職員の資質向上に努めているか。	職員の日常運転業務のスキルアップを推進すること。 (複数の資格を有する(標準仕様書に列記されている資格を対象)	標準仕様書に記載資格の複数取得者を従事させている。 複数取得者を配置させている。	B	ほとんどの職員が複数の資格を有している。	B
10			職員の資質向上に努めているか。	職員の資質向上のため、研修・自主活動・訓練を実施すること。 (災害時対応、技術向上、安全衛生、普及啓発等) ※何らかの目的をもって集団的に行動をした機会を1回と考える。	研修会5回、訓練3回、安全衛生研修会2回実施した。 資質向上に努めた。	B	従業員の資質向上に努めている。	B
11			要望、苦情等への対応は迅速かつ適切か。県へ報告しているか。	苦情処理対応の向上のため、苦情データベース作成すること。 ※一覧表等で類型化していること。	苦情はありません。現状維持に努める。	B	苦情なく適切な運営に努めた。	B

項番	評価項目	事業計画	取組内容	指定管理者の自己評価 【指定管理者記入】		県の評価 【下水道事務所・所管課記入】	
				取組実績	評価	評価内容	評価
12		事故・災害等、緊急時に備えた体制は確保されているか。	指定管理者と供給事業者間との協定などにより、有事(事故・災害)を想定した物資(薬品、燃料(焼却、自家発電用))の供給体制が構築されていること。 ※通常調達ルートが途切れた時の供給体制。 ※薬品、燃料の両方について体制を構築すること。	被害状況等に応じた体制づくりをしている。 従業員を第一次配備から第三次配備の緊急連絡体制に分け、適宜対応できる連絡体制が整っている。 複数購入ルートの窓口確保。	B	従事者の体制確保を行っているほか、常時使用している薬品について、複数の調達ルートを確認し災害等に備えた体制が確保されている。	B
13	運営体制	県、その他関係機関との連携は取れているか。	災害が発生した場合に備え、関係機関とスムーズな連絡を行えるようにしておくこと。	関係機関、契約業者との緊急連絡体制が整っている。体制は確保できている。	B	関係機関等との連絡体制について、整理がされている。	B
14		収支計画が適正に執行されているか。	委託業務の執行管理を適切に実施すること。 ※年間トータルの委託件数に対する割合。	業務作業前に打合せを行い、工程表を提出させ、完了後確認検査を行い適正に実施している。 業務に支障なく処理できている。	A	委託業務について完了確認を行い、適切に管理している。	A
15	収支状況	経費削減に向けた取組みがされているか。	指定管理者の経費削減の取組みにより、効果が大きく反映されていること。	冷暖房の温度調整、節水、コンセントをこまめに抜く、エコドライブ等について意識啓発を図り身近な省エネに取り組んだ。県と試験中である砂ろ過の間欠運転及びA系1池・2池の流入停止により動力費の削減を試行中です。取組みができています。	A	光熱水費及び通信運搬費の経費節減や、省エネ運転への取り組み、消耗品購入時の複数社の見積検討や委託契約にかかる入札など、経費削減に向けた取り組みがされている。	A
【総合評価】 各評価項目及び施設の性格・特殊性を考慮した総合的な評価 指定管理業務の目的である水処理・汚泥処理は管理目標を概ね達成できた。 ユーティリティ・物品の調達、小規模修繕、委託業務、産業廃棄物(脱水汚泥、沈砂し渣)等についても年度計画を達成している。 省エネ運転として実施している砂ろ過設備間欠運転は1年間を通し取組むことができ1・2池休止においても事故を発生させず適切に水処理を行うことができています。 茨城エコ事業所の取組みである地球温暖化対策において、浄化センターおける活動に積極的に取り組んだ。							

- ※ ・実績(管理指標に対するコメント)欄については、指定管理者が記入する。
- ・総合評価欄については、所管課が記入する。
- ・自己評価、所管課評価欄について

評価	評価基準
A	事業計画を上回る成果があったもの
B	事業計画どおりの成果があったもの
C	事業計画を下回っており、改善努力が必要なもの